

宇美町総合計画審議会規則

(昭和45年3月25日規則第1号)

改正	昭和46年3月24日規則第4号	昭和53年8月29日規則第9号
	昭和55年4月1日規則第3号	昭和59年3月31日規則第9号
	平成5年1月29日規則第19号	平成8年3月1日規則第6号
	平成14年5月13日規則第11号	平成15年7月1日規則第18号
	平成18年4月1日規則第18号	平成20年10月31日規則第11号
	平成23年7月1日規則第6号	平成26年6月10日規則第6号
	平成27年7月31日規則第14号	令和元年12月27日規則第11号
	令和3年9月21日規則第23号	

(趣旨)

第1条 この規則は、宇美町附属機関に関する条例（昭和45年宇美町条例第2号）第3条の規定に基づき、宇美町総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じて、宇美町総合計画に関する事項について、必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する委員13人以内をもって組織する。

- (1) 宇美町議会議員
- (2) 宇美町教育委員会の委員
- (3) 宇美町農業委員会の委員
- (4) 識見を有する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事務が終了する日までとする。

(臨時委員)

第5条 審議会に、特別の事項を検討させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、町長が委嘱する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する検討が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、まちづくり課で処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年3月24日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年8月29日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和55年4月1日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和59年3月31日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和59年6月1日から適用する。

附 則(平成5年1月29日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年3月1日規則第6号)

この規則は、平成8年7月1日から施行する。

附 則(平成14年5月13日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則(平成15年7月1日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年4月1日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年10月31日規則第11号)

この規則は、平成20年11月1日から施行する。

附 則(平成23年7月1日規則第6号)

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

附 則(平成26年6月10日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年7月31日規則第14号)

この規則は、平成27年8月1日から施行する。

附 則(令和元年12月27日規則第11号)
この規則は、令和2年1月1日から施行する。

附 則(令和3年9月21日規則第23号)
この規則は、公布の日から施行する。